

第2次野田村男女共同参画基本計画

平成 30 年3月

野 田 村

目 次

第1章 第2次計画の策定にあたって	1
1 はじめに	3
2 なぜ第2次計画を策定するのか	3
3 計画の期間	4
第2章 男女共同参画社会形成をめぐる動き	5
1 社会情勢の変化	7
2 世界・国・県の動き	9
第3章 第1次計画における成果と課題	13
1 第1次計画の基本理念等	15
2 第1次計画の検証と課題	15
第4章 第2次計画の基本的な考え方	25
1 第2次計画の基本理念	27
2 計画の目標	28
3 計画の役割	28
第5章 基本計画	29
基本目標1 「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」	31
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	31
2 人材育成	33
基本目標2 「『ワーク・ライフ・バランス』と女性の活躍推進」	34
1 仕事と家庭・地域社会を両立できる環境づくり	35
2 労働の場における男女共同参画に向けた環境づくり	35
基本目標3 「心と体の健康づくりと暴力の根絶」	37
1 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進	38
2 生涯を通じた女性の健康支援	39
3 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり	39
4 暴力の根絶に向けた意識づくり	40

基本目標 4 「男女共同参画の地域づくり」	41
1 政策・方針決定等への参画の推進	42
2 地域づくり・防災への参画の推進	42
3 国際化への対応と交流の促進	43
 第6章 計画の推進	45
1 推進体制の整備	47
2 国・県及び他市町村との連携	47
3 事業者、地域等関係機関との連携及び情報提供	47
○ 計画の推進体制図	48
○ 体系	49
 資 料	51
(一般) アンケート集計結果	53
(久慈工業高校生向け) アンケート集計結果	59
(新成人向け) アンケート集計結果	62
野田村男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱	65
男女共同参画社会基本法	67
岩手県男女共同参画推進条例	73

第 1 章

第2次計画の策定にあたって

1 はじめに

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます（男女共同参画社会基本法第2条）。

2 なぜ第2次計画を策定するのか

村では、平成20年3月に野田村男女共同参画基本計画「男女ら～すぐ・ともにささえ合う創造プラン・のだ」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めていくこととしました。

しかし、平成23年3月11日に東日本大震災大津波が発生し、地域社会、経済情勢は大きく変化しました。

国においては、復旧・復興に向けた取り組みを進めるにおいて、防災・復興における男女共同参画の重要性が指摘されていることに加え、平成27年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が施行され、女性活躍に向けた取り組みに重点が置かれるほか、DV防止法・ストーカー防止法の一部改正がなされ、暴力の根絶への取組強化も図られています。

村においては、東日本大震災からの復旧・復興事業が進む中にあって、新たな地域づくりの重要性が高まっているほか、これまでも課題とされていた「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定的に捉える意識や労働の場における男女の格差、女性の人権を著しく侵害する暴力などが依然として地域社会に残っていることへの対策にも引き続き取り組んでいかなければなりません。

社会経済情勢が急速に変化する中で、豊かで活力ある地域社会を創造していくためには、男女がお互いの人権を尊重するとともに、多様な生き方を認め合い、支えていくことが重要です。

このような認識のもと、村の状況を把握し、社会情勢の変化あるいは被災により新たに発生した課題及びこれまでに解決されていない問題に対応するため、第2次野田村男女共同参画基本計画を策定し、行政と地域住民が一体となった取り組みを進めていくこととしました。

3 計画の期間

この計画の期間は 2018 年度（平成 30 年度）から 2027 年度（平成 39 年度）までの 10 年間とします。

また、状況の変化に対応するため、必要に応じて、計画の見直しを行います。

第 2 章

男女共同参画社会形成をめぐる動き

1 社会情勢の変化

平成 20 年 3 月の野田村男女共同参画基本計画（第 1 次）策定後において、東日本大震災大津波による被災をはじめとし、社会情勢は大きく変化しています。

(1) 東日本大震災大津波からの復興

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災大津波は、死者 37 人、住家被害 515 戸という甚大な被害を村にもたらし、約 900 人の村民が避難所等での生活を余儀なくされました。

7 年余が経過した現在は防災まちづくりのため、高台団地整備、土地区画整理、漁業集落の宅地整備及び避難道路の整備等のハード事業が進み、被災者は新しい生活を始めています。

ハード事業がほぼ完成し、これからは賑わいの再生、コミュニティの再生が重要な課題となっています。震災で培った絆を発展させ、協働で地域づくりを進めていくことが求められています。

(2) 人口減少・少子高齢化の進展と家族構成の変化

前回計画策定時の平成 20 年 3 月の本村の人口は 5,021 人（1,661 世帯）でしたが、平成 28 年 3 月には人口が 4,355 人（1,655 世帯）となり、人口の減少が進んでいます。

また、高齢化率は平成 23 年 3 月で 65 歳以上 29.0%、75 歳以上 16.4% だったものが、平成 29 年 12 月には 65 歳以上 35.4%、75 歳以上 19.8% と大きく増加しています。

高齢化の進行により労働力の低下や公的年金・介護サービスといった社会的扶養に関する負担の増大など、社会の活力の低下と経済の停滞をもたらすことが懸念されています。

高齢者の介護が主に女性によって担われている現状にあり、本格的な高齢社会を迎えるにあたっては、介護への男性の参画を促すなど社会的な支援体制の整備が求められています。

高齢期を健康で充実して過ごすためには、日頃の健康管理とそれに対する社会的な支援が必要です。高齢者がその意欲と能力に応じて社会参画できるような環境整備が課題となります。

一方、本村の出生数は近年、年間 30 名前後で推移しています。この背景には、晩婚化、子育てにかかる経済的・心理的負担、仕事と子育ての両立の難しさなど様々な問題が指摘されています。全国的に産科医・小児科医

不足が問題となっている中、久慈広域圏は更に深刻な状態となっており、安心して子供を産み、育てるための医療体制の充実が求められています。

少子化は、今後も継続するものとみられることに加え、人口は減少する一方で世帯数は増加する傾向にあり、小家族化・高齢化が急速に進展する中で、育児や介護など、家族の構成員として責任を男女がともに担い、社会全体が支援する体制を構築する必要があります。

(3) 経済・雇用情勢の変動

世界的な景気の悪化により、雇用環境が悪化し、経済の低成長の継続、消費の低迷が続いていましたが、近年は、緩やかに改善しつつあるといわれています。県内の雇用情勢は震災以降、有効求人倍率が上昇していますが、震災復興にかかる事業への従事による一時的なものであるとの面もあります。

働く男女が仕事と家庭を両立できるよう、職場や地域社会において、育児や介護などの家庭的責任を男女が共に担うという意識を高めるとともに、働き方の見直しを進め、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境、育児や介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備が求められています。

また、仕事と家庭の調和「ワーク・ライフ・バランス」の視点にたち、誰もがやりがいや充実感を感じながら仕事上の職責を果たすとともに、家庭や地域活動、学習や趣味等の仕事以外の時間との調和がとれ、人生が充実し、多様な生き方が選択・実現できる社会づくりを目指していくことも重要です。

(4) 女性の活躍推進

国では平成25年に閣議決定した「日本再生戦略」において「女性の活躍がその中核を担うものである」とし、平成26年には「すべての女性が輝く政策パッケージ」を公表して、女性が職場においても、家庭や地域においても個性と能力を十分に發揮し、輝くことができる社会づくりを推進しています。

平成27年には女性活躍推進法が制定され、国、地方公共団体や従業員が300人を超える民間事業主に女性の活躍に向けた取組に係る数値目標を盛り込んだ行動計画の策定と公表を義務付けることなどにより、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目指しています。

2 世界・国・県の動き

(1) 世界の動き

平成 12 年（2000 年）：「女性 2000 年会議」開催。「北京宣言及び行動綱領」の再確認などを盛り込んだ「政治宣言」などを採択

平成 17 年（2005 年）：「第 49 回国連婦人の地位向上委員会」開催。「北京宣言及び行動綱領」などを再確認し、完全実施に取り組むための宣言を採択

平成 21 年（2009 年）：国連女子差別撤廃委員会が我が国に対する最終見解を発表

平成 27 年（2015 年）：「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから 20 年を契機として、これまでの取組状況に関する検証を行うほか、広報啓発活動を実施

「第 3 回国連防災会議」を仙台市で開催。「女性と若者のリーダーシップ促進」等を盛り込んだ「仙台行動枠組 2015-2030」を採択

【参考】

○北京宣言及び行動綱領

1995 年に北京で開催された第 4 回世界女性会議（北京会議）で採択された宣言及び行動綱領。行動綱領では、女性の地位向上、女性のエンパワーメント（力をつけること、意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在になること）の視点から緊急的かつ優先的に行動を起こすべき問題を分析し、12 の「重大問題領域」として取り上げ、これらの解決のため、政府、国際機関、民間分野、女性団体、メディア等の分野での最も重要な国際公約となっている。また、宣言は、北京会議に出席した各国政府による、世界の女性の地位向上とエンパワーメントを推進するための制約（コミットメント）・決意等を記載したもので行動綱領と併せて採択された。

<行動綱領における 12 の重大問題領域>

- ① 女性と貧困 ②女性の教育と訓練 ③女性と健康 ④女性に対する暴力 ⑤女性と武力紛争 ⑥女性と経済 ⑦権力及び意思決定における女性 ⑧女性の地位向上のための制度的な仕組み ⑨女性の人権 ⑩女性とメディア ⑪女性と環境 ⑫女児

○国連女子差別撤廃委員会の最終見解

女子差別撤廃条約の我が国に係る実施状況について、民法における婚姻適齢等の規定や固定的性別役割分担意識など数多くの課題を指摘し、対応を要請した。

○女子差別撤廃条約

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の略称。1979年12月の国際連合第34回総会で採択され、1981年に発効した。政治的・経済的・文化的・市民的その他あらゆる分野における男女平等を達成するため必要な措置を定めている。

(2) 日本の動き

平成12年（2000年）：男女共同参画基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定（2005年に第2次計画、2010年に第3次計画、2015年に第4次計画を策定）

平成13年（2001年）：省庁再編で内閣府が置かれ、その中に男女共同参画会議と男女共同参画局を設置
配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の公布・施行（2004年、2007年、2013年に一部改正）

平成15年（2003年）：一定規模以上の事業主に仕事と育児の両立を支援するための行動計画策定を義務付ける次世代育成支援対策推進法の制定

平成18年（2006年）：男女雇用機会均等法施行

平成25年（2013年）：「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」公表

平成27年（2015年）：女性活躍推進法の公布・施行

(3) 岩手県の動き

平成12年（2000年）：岩手県男女共同参画プラン（平成12年プラン）策定

平成14年（2002年）：岩手県男女共同参画推進条例を制定

平成17年（2005年）：平成12年プランを改訂

いわて配偶者暴力防止対策推進計画を策定

平成18年（2006年）：男女共同参画センター開設

平成23年（2007年）：いわて男女共同参画プラン（平成23年プラン）を

策定

新しい「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を
策定

平成 28 年（2016 年）：「いわて男女共同参画プラン」を改訂

第 3 章

第1次計画における成果と課題

1 第1次計画の基本理念等

第1次計画では男女の基本的人権が尊重され、急速な社会状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、7つの基本理念と4つの基本目標を定めました。

【基本理念】

- (1) すべての人の人権の尊重
- (2) 社会の制度や慣習について配慮
- (3) 男女の精神的・経済的・生活的自立
- (4) 施策等の立案及び決定への共同参画
- (5) 家庭生活と職業等の活動の両立
- (6) 性と生殖に関する権利と健康への配慮
- (7) 國際的な取り組みへの理解及び協調

【基本目標】

- (1) 男女が互いを尊重し認め合うまち
- (2) 男女がともに自立し支え合うまち
- (3) 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち
- (4) 男女ともにいきいきと参画できるまち

2 第1次計画の検証と課題

第1次計画の検証と現在の課題を確認するため、アンケートを実施しました。

○アンケートの実施内容等

「前回アンケート」 実施時期：平成19年7月

対象者：村内事業所の従業員 501名（男性：283人、女性：218人）

回答率：100%

「今回アンケート」 実施時期：平成29年11月、平成30年1月

① 対象者：無作為抽出による村民 400名（18歳以上の男女各200人）

回答率：40.50%（回答数 162）

回答者の内訳：男性 60人、女性 102人

18～29歳 28人、30～49歳 36人、50～69歳 49人

70歳以上 50人

② 対象者：県立久慈工業高等学校生徒 120名

回答率：100%

③ 対象者：平成 29 年度新成人 74 名

回答率：44.59%（回答数 33）

※アンケートの集計結果は記入もれ等があり、回答の合計数が回答総数と一致していない場合があります。

※集計結果のグラフでは前回アンケートを「前回」、今回の村民アンケートを「今回」又は「一般」、県立久慈工業高等学校生徒向けアンケートを「高校生」、新成人向けアンケートを「新成人」と表記しています。

(1) 基本目標 1 「男女がお互いを尊重し認め合うまち」

前回アンケートでは「男女共同参画という言葉を知っているし、理解している」との回答が 40.5% だったのに対し、今回アンケートでは 34.0% に低下していることが分かりました。

また、職場や学校等での男女平等については、「そう思う」あるいは「どちらかというとそう思う」との回答が前回 45.1%、今回 51.7% と上昇していることがわかりました。高校生、新成人の回答を見ると平等を感じている割合が高く、学校内と社会との差が感じられます。

一方で割合が多くないものの、配偶者からの暴力を受けたことがあるとの回答が増加しており、暴力の根絶に向けた取組強化が重要となっています。

性別役割意識が依然として高く、意識啓発は十分とはいえない状況であり、引き続き取り組んでいく必要があります。

図 1 あなたは「男女共同参画」という言葉を知っていますか。

（単位：%）

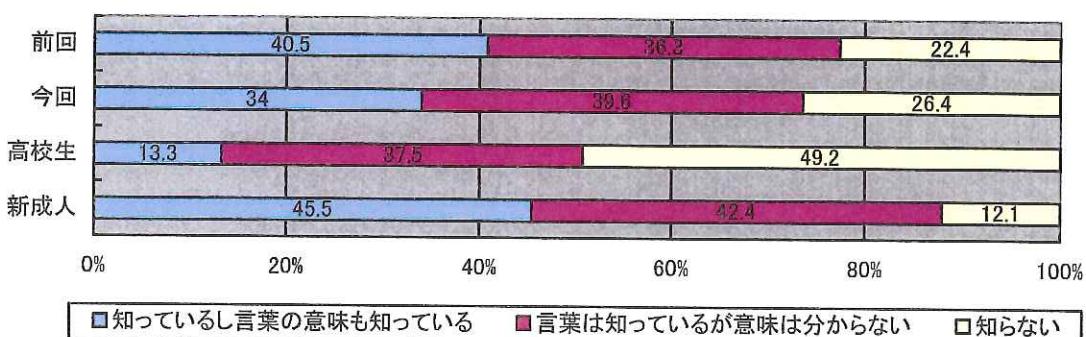


図2 あなたは身の回り（職場・学校）では男女の平等が図られていると
思いますか。

(単位：%)

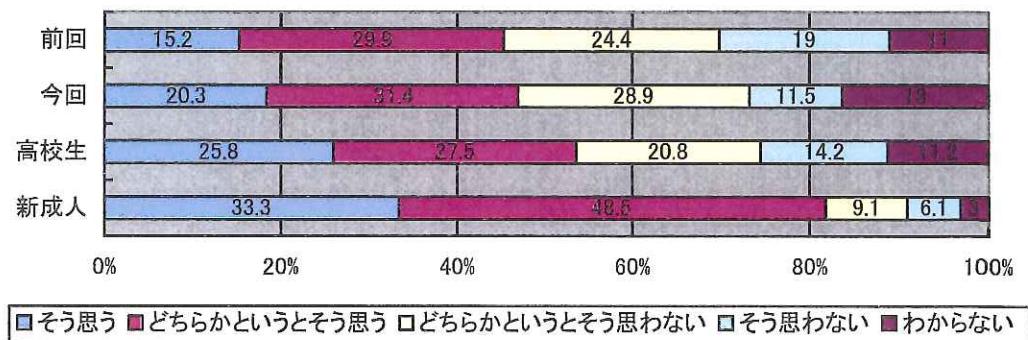


図3 男女の地位についてどう感じていますか。

(単位：%)

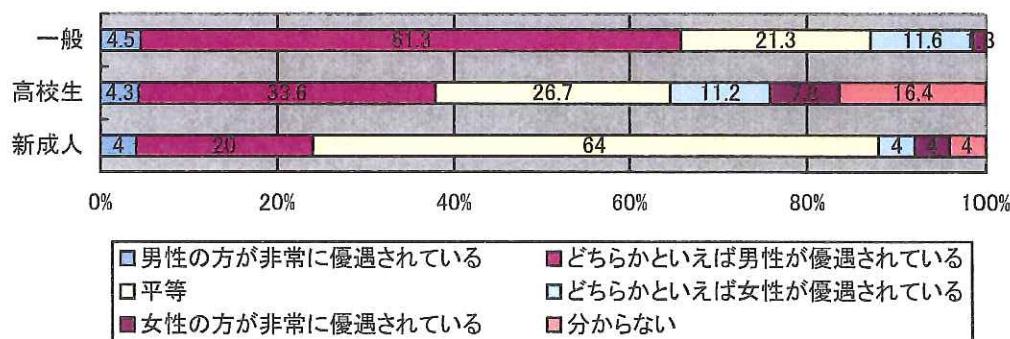


図4 あなたはこれまでDV（配偶者からの暴力）を受けたことがありますか。

(単位：%)

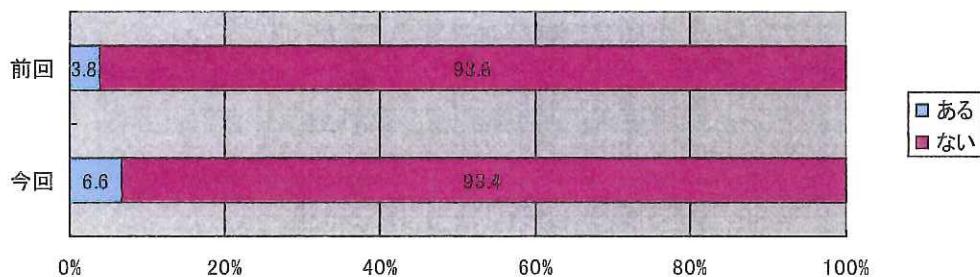
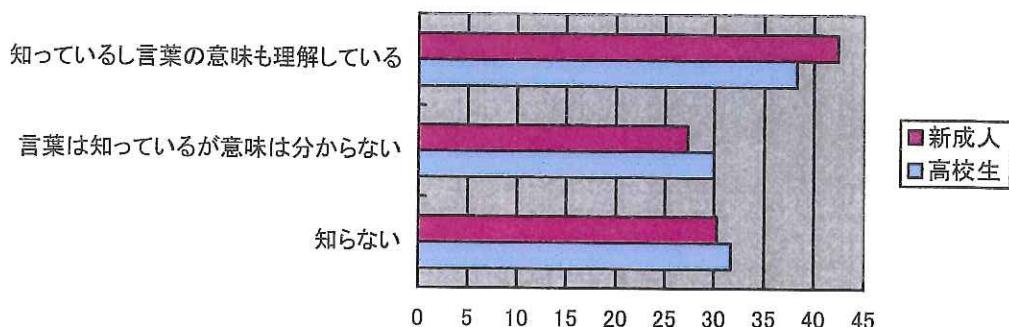


図5 あなたは「デートDV」という言葉を知っていますか。（高校生・新成人）
(単位：%)



(2) 基本目標2 「男女ともに自立し支え合うまち」

「夫は外で働き、妻は家庭を守るとの考えた」について、前回アンケートでは 33.9%が賛成と回答し、今回アンケートではその割合が 25.2%に減少しています。多くの女性が仕事を持つようになり、社会の様々な場面で活躍する姿が見られるようになりましたが、家庭における家事分担については、未だ女性の負担が多くなっている状況にあります。

また、世帯構成の変化により、単身で生活しているとの回答も多くなっており、家庭内での分担だけでは解決されない課題が生じることも懸念されます。

第1次計画策定後に提唱されたようになった、仕事と家庭の調和「ワーク・ライフ・バランス」意識の浸透を図るとともに、多様な家族構成や労働環境に対応できる、子育て、介護サービスの充実がさらに重要となっています。

図6 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について
(単位：%)

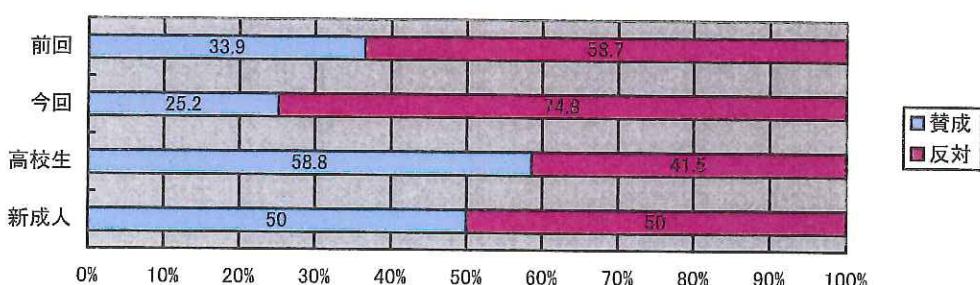
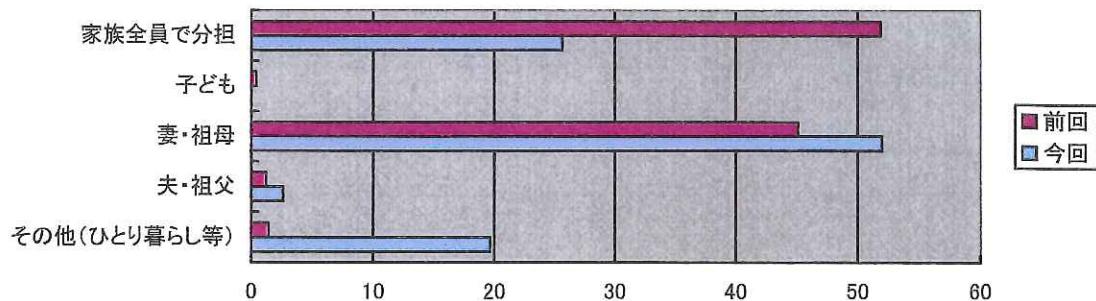
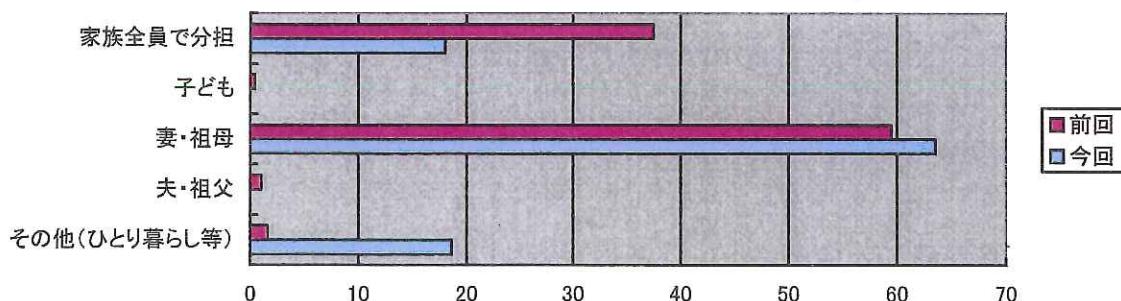


図7 家庭における家事分担について（主にやっている人は誰ですか）
 (単位：%)

○掃除・洗濯



○食事のしたく



○食事の後かたづけ

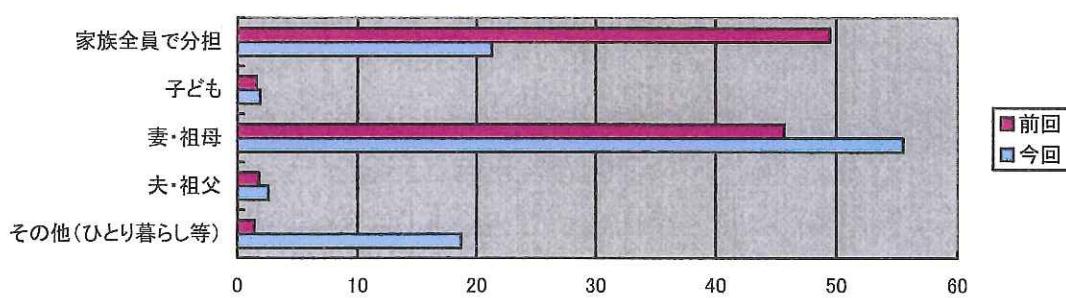


図8 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。
(単位：%)

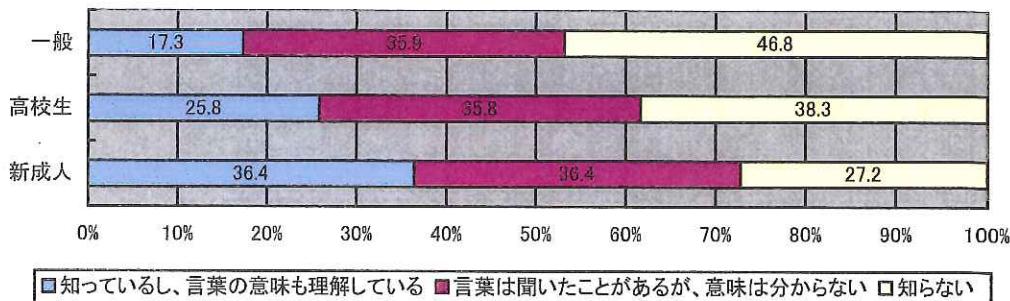


図9 仕事と家庭、社会活動の両立について、どのように考えますか
(単位：%)

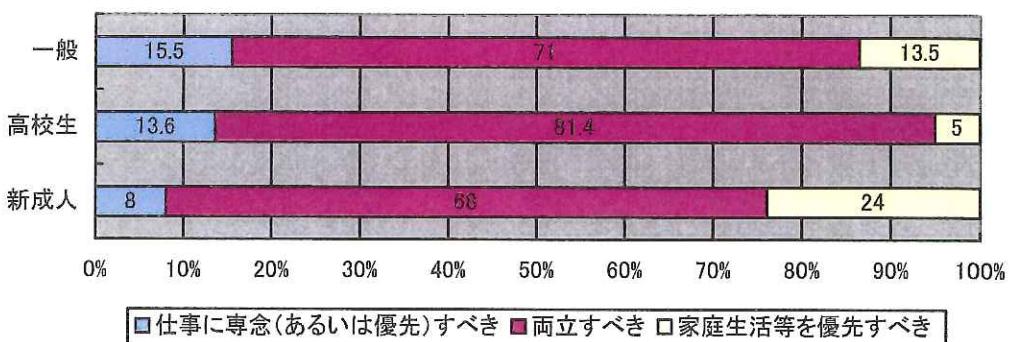


図10 仕事と家庭、社会活動のために必要なことは何だと思いますか。
(一般)
(単位：%)

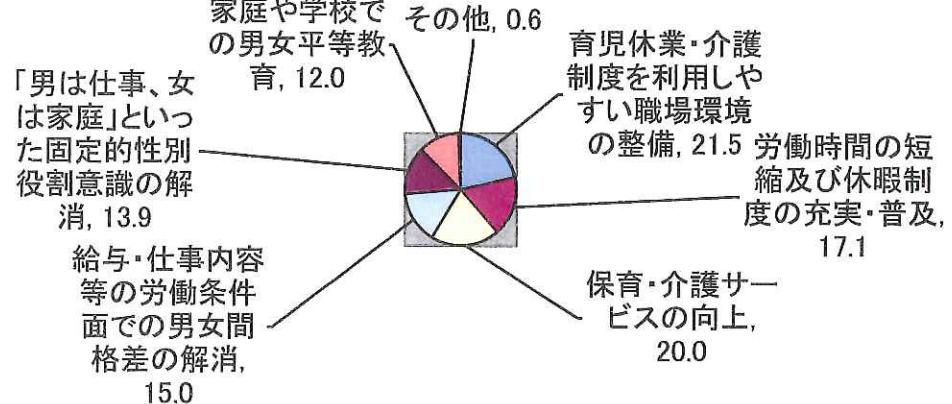
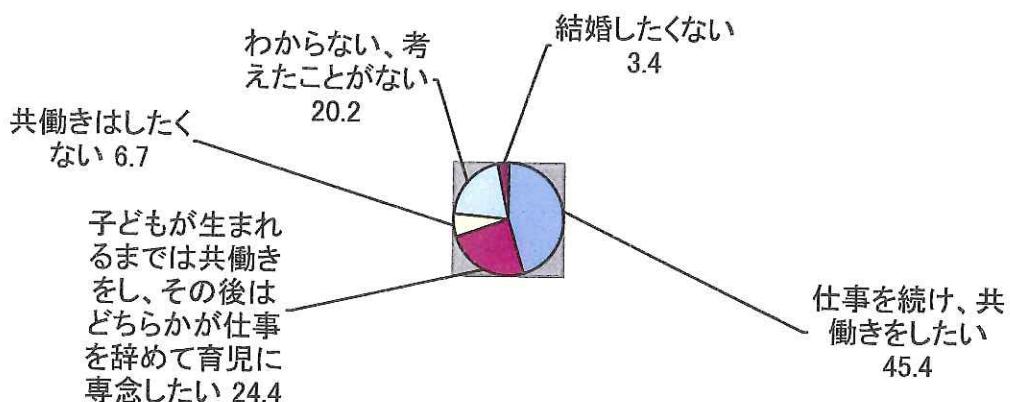


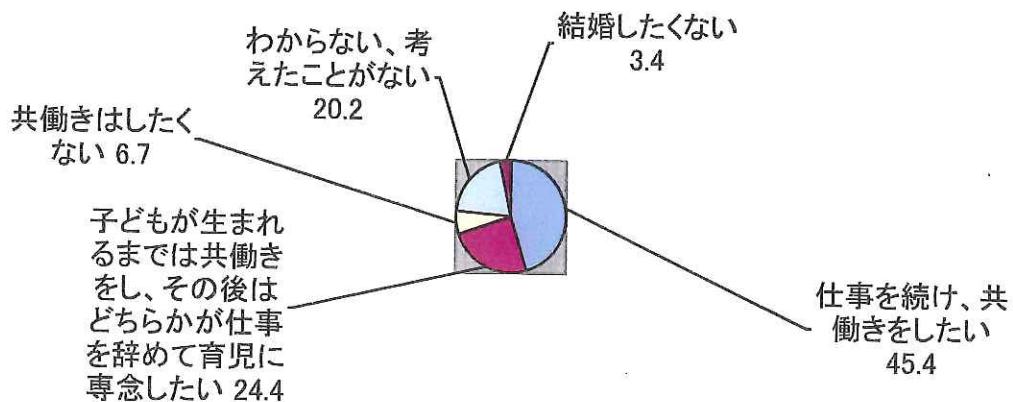
図11 あなたは将来、就職し、結婚したら仕事はどうしたいと考えていますか。

(単位：%)

○高校生



○新成人



(3) 基本目標3 「男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち」

誰もが生涯にわたって心身ともに健康で過ごすことは男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

前回のアンケートで「心身ともに健康だと思う」と回答した人の割合は23.8%でしたが、今回のアンケートでは14.0%に大きく減少しました。

東日本大震災での被災により、大きなストレスを受けた村民も多いことに加え、急速に変化する社会状況の中、様々なストレスや悩みを抱えることが多くなっています。特に心の健康づくりについては相談窓口の充実を図るほか、心の健康に関する正しい理解の健康保持の方法について普及・啓発活動を強化することが必要です。

高齢者の状況を見ると、本村の高齢化も一層進み、高齢者一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えていることもあり、高齢者の介護に関わる問題は大きな課題であり、高齢者が健康で生きがいを持ち、充実した生活を送るための社会的な支援体制がますます求められています。

また、女性の健康づくりについては、久慈圏域の産科医療体制が変化し、妊娠・出産が地域で安全に行われることが困難な状況にあります。女性は男性とは異なる身体的、精神的、社会的な健康上の問題に直面することがあり、それを支援していく体制づくりへの取組が今後も必要となっています。

図12 あなたは心身ともに健康だと思いますか。

(単位：%)

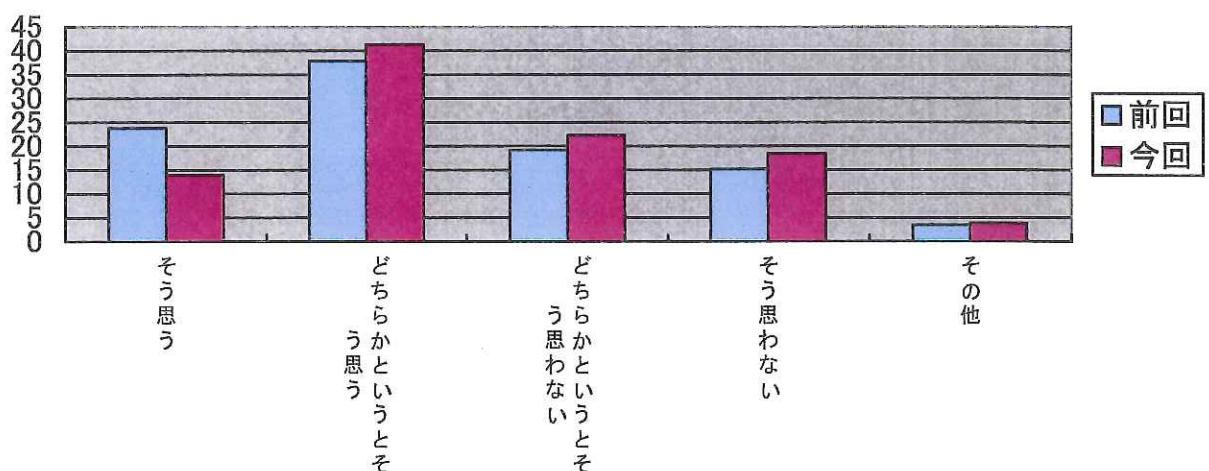
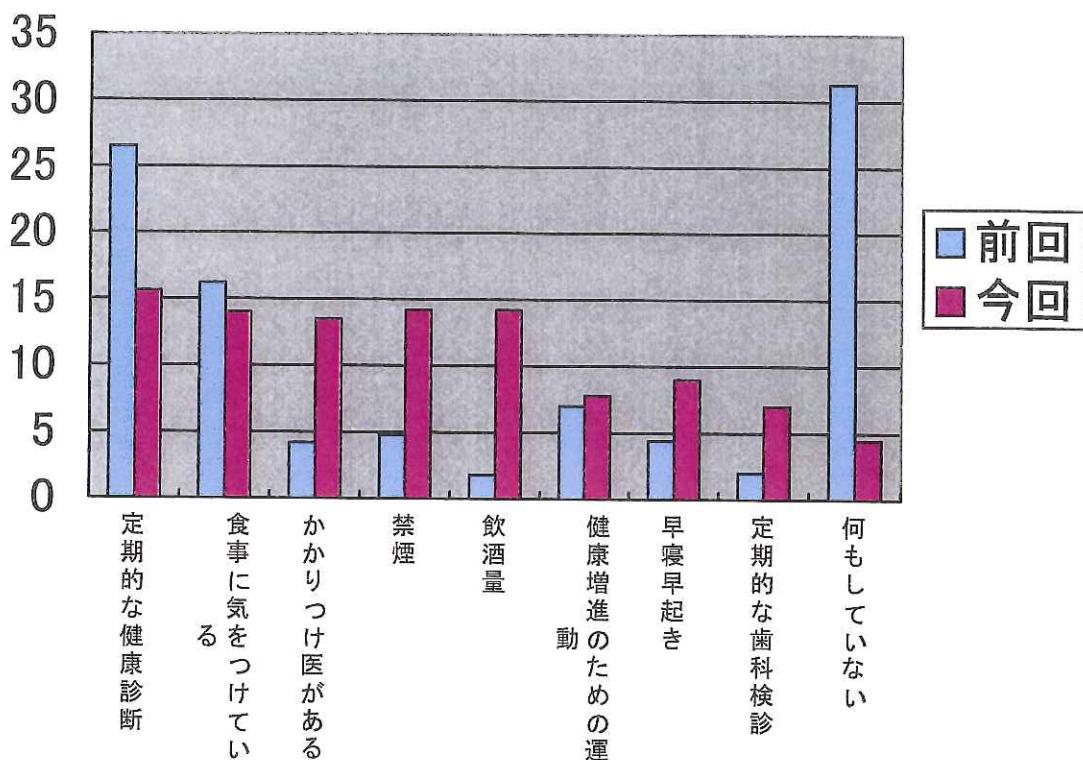


図 13 あなたは健康管理について日常生活の中で取り組んでいることがありますか。
(複数回答、単位：%)



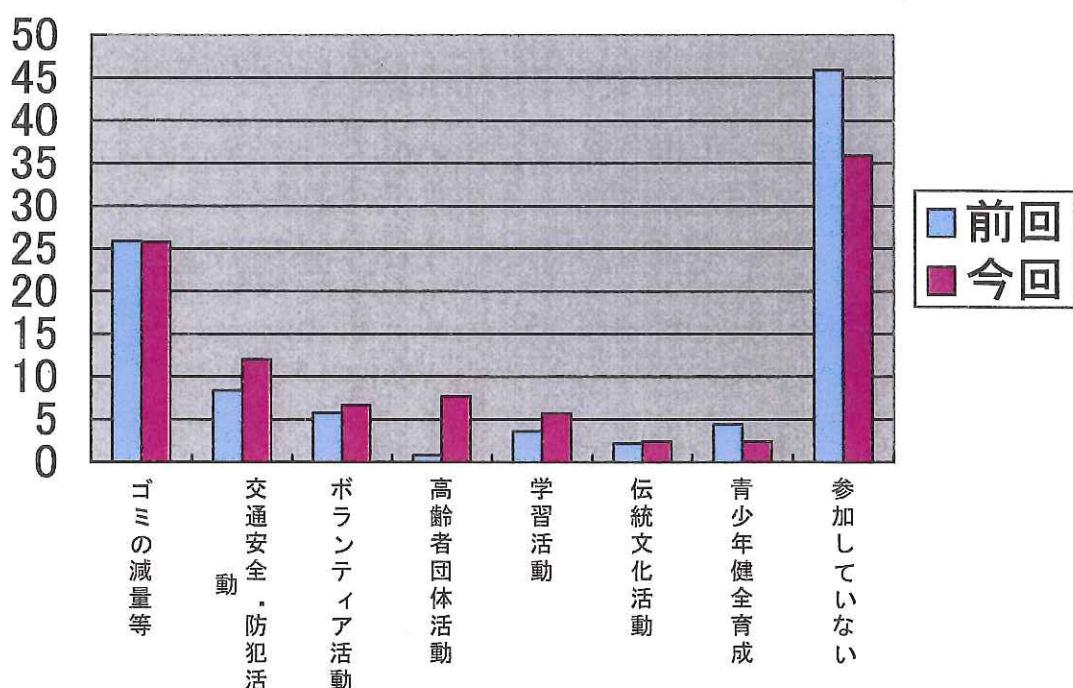
(4) 基本目標4 「男女ともにいきいきと参画できるまち」

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野で男女が対等に参画し、政策や方針等の決定について、男女の意見がバランスよく反映されることが必要です。

本村の各種審議会・委員会等への女性の参画は進んできているものの、性別役割分担意識が依然として強く、女性の能力が十分に生かされているとはいえない状況にあります。

また、今回のアンケートで地域づくり事業に参加していない人の割合も35.9%となっており、行政と村民が協働で地域社会を豊かにしていくために、村づくり活動への参加の促進と活動に対する一層の支援が必要です。

図 14 あなたはどのようなまちづくり活動に参加していますか
(複数回答 単位 : %)



計画全体を通じ、第1次計画策定後、東日本大震災による被災の影響を受け、計画に掲げた施策の展開が不充分であり、課題の解決にいたっていなかったため、課題解決に向けた各種取り組みを再構築する必要があります。

第 4 章

第2次計画の基本的な考え方

1 第2次計画の基本理念

第1次計画において基本理念に掲げた項目が十分に浸透しているといえない状況であることから、基本理念を引き継ぎ、取組を推進していきます。

(1) すべての人の人権の尊重

日本国憲法においても「個人の尊重」や「法の下の平等」がうたわれています。家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、女性に対する暴力の排除に努め、また、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の制度や慣行について配慮

「男は仕事、女は家庭」などといった、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 男女の精神的・経済的・生活的自立

男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持って個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野における活動を決定できるようにすること。

(4) 施策等の立案及び決定への共同参画

性別による固定的な役割分担意識を解消し男女が、社会の対等な構成員として、村における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 家庭生活と職業等の活動の両立

男女の役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改め、家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家庭の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようすること。

(6) 性と生殖に関する権利と健康への配慮

女性の身体的特徴が十分配慮され、男女が、互いの性に関する理解を深

め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすること。

(7) **国際的な取り組みへの理解及び協調**

男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われるようになること。

2 計画の目標

計画の基本理念に基づき、次の基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備**
- 2 「ワーク・ライフ・バランス」と女性の活躍支援**
- 3 心と体の健康づくりと暴力根絶**
- 4 男女共同参画の地域づくり**

3 計画の役割

計画は、次のような役割を持ちます。

- ① 野田村の男女共同参画社会の実現に向け、各種施策を計画的に実施するための指針です。
- ② 男女平等に関し、日常生活で生じている広範な課題を明らかにするとともに、これらの課題を解決するために村民の自発的行動を促すための指針です。
- ③ 各種団体や民間企業に対し、この計画の趣旨に沿った活動や事業の取り組みを促すための指針です。
- ④ 地方の視点から、地域の男女共同参画の実現に向けた各種制度の改善や創設を国・県等に働きかけるための指針です。

第 5 章

基本計画

基本目標1

「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」

私たちの身のまわりには、人々の意識の中に長い時間かけて形づくられてきた社会的性別に基づく差別や偏見、固定的な役割分担の考え方方が依然として残っています。そのために、私たちは、「男はこう、女はこうあるべき」といった男女のあり方を周囲から求められ、自分でもそうあらねばならないと思い込みがちです。

加えて、近年、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人たちへの支援の必要が課題としてあげられるなど、「生きにくさ」を感じる状況があります。このような社会は男女が様々な分野に平等に参画する機会や個性・能力を発揮する機会を妨げるなど、結果的に生き方の選択の幅を狭めてしまうこともあります。

また、男女共同参画をリード、サポートする人材の育成も重要です。男女共同参画意識づくりは行政のみの取組では困難であり、学校や職場、地域で意識啓発を図るとともに、制度や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していく人材の育成がかかせません。

【 目 指 す 姿 】

私たち一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が認められる男女共同参画社会を実現するため、男女平等や互いの性を理解し、尊重する意識づくりに努めます。

また、そのリーダーとなる人材の育成を図ります。

1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女共同参画に関する啓発事業の推進

【施策の展開】

男女共同参画に関する村民の理解と関心を深めるため、積極的に啓発事業を行い、男女共同参画社会実現に向けた意識の醸成をはかるとともに、国や県、他市町村等における各種情報や資料を幅広く収集し、村民への情

報提供に努めます。

また、村が発行する文書や広報誌等においては男女平等理念に配慮した内容や表現について適正化を図っていきます。

- ① 男女共同参画に関する講演会の開催等学習機会の提供
- ② 広報、ホームページ及び情報誌等による情報提供
- ③ 図書館・生涯学習施設等における資料の充実
- ④ 各種フォーラム等への参加促進
- ⑤ 行政文書等での男女平等理念に配慮した内容、表現の適正化

(2) 子どもの男女平等・自立意識の育成

【施策の展開】

男女共同参画を推進するためには、幼少時から家庭や学校において男女平等や人権尊重、男女の相互理解と協力の重要性について発達段階に応じた教育を行うとともに、生涯学習の場などを通じて、男女共同参画の推進が男性、女性双方にとって有意義であることについて意識啓発を図る必要があります。

学校においては教育内容や指導方法、進路等について、性別にとらわれることなく、子どもの個性や能力が尊重されるよう十分に配慮することが必要です。

また、家庭において、子どもの性別に関わらず家事や介護に関わる機会を増やすなど、男女とも家族的責任を果たすことの重要性を伝えるとともに、思いやり、支え合う気持ちを育むことが大切です。

- ① 男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進
- ② 保育士・教員等に対する意識啓発
- ③ 保護者に対する意識啓発

(3) 男女共同参画の視点での意識改革と慣行の見直しの推進

【施策の展開】

私たちの社会には性別による様々な偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、自分らしく生きていくことへの不安や悩み、生きにくさを感じることへつながることもあります。

社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として参画するためには幅広い世代への意識啓発を図るとともに、制度や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。

また、近年、課題として取り上げられることが多くなっている、性的

指向や性同一性障害を理由とした困難な状況にある人に対する配慮や支援を実施していきます。

- ① 性別による役割分担意識の改革推進
- ② 地域における慣行の見直しに対する意識啓発
- ③ 性指向等により困難な状況に置かれている人への理解の推進と支援
- ④ 村民アンケートによる村民意識調査

2 人材育成

男女共同参画をリード・サポートする人材の育成

【施策の展開】

男女共同参画の推進は行政だけでなく、職場や地域で男女共同参画の意識づくりを進めていく人材の確保がかかせません。

岩手県で実施している、男女共同参画サポーター養成講座等への受講者数も伸び悩んでおり、男女共同参画意識の浸透が図られない理由の一つともなっています。

各種講座等への参加促進を図るとともに、受講者が講座修了後に活動できる場をつくっていきます。

- ① 男女共同参画サポーターの養成
- ② 地域において男女共同参画を推進する人材の養成

基本目標2

「『ワーク・ライフ・バランス』と女性の活躍支援」

私たちの生活は、働くこと、家庭・地域生活を営むことの両面から成り立っていますが、男性の多くは生活の比重が自分の職場に偏りがちで地域活動への参加や家事、子育て、介護など家庭の役割分担が少ない状況にあります。

一方、女性の多くが仕事を持つようになり、社会の様々な場面で活躍する姿が見られるようになってきましたが、男性だけでなく、女性にあっても意識の中に根強く残る男女の性別役割分担意識は女性の家族的・社会的責任の負担を増大させ、女性の自立や自己実現を阻んでいる状況も見受けられます。

労働の場においてはこれまで男女平等の実現に向けた法律・制度の整備は進んできましたが、労働条件における男女の格差は完全に解消されたとは言えません。

このような状況の中、誰もが仕事、家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで参画できる社会をつくっていくことが必要です。固定的な役割分担意識の見直しを推進し、長時間労働の削減等の働き方改革に取り組み、男女双方にとって「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を進めていきます。

また、平成27年に「女性活躍推進法」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進することが求められています。社会における様々な方針決定の過程において、男女それぞれの意見を反映させるためには地域社会や企業、教育の場において女性の登用について働きかけるとともに、女性が様々な分野で意欲や能力に応じて活動できるよう、情報提供などの支援を行っていきます。

【 目 指 す 姿 】

男女の性別による固定的な役割分担意識に捉われず、ともに家庭・地域活動・仕事を担っていくための意識づくりを推進するとともに、男女双方にとっての「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）を進めています。

また、社会の様々な意思決定過程において、男女が共に参画している社会づくりを目指し、女性が様々な分野で意識や能力に応じて活動できるよう、必要な情報提供を行い、女性の社会参画意欲の向上を図ります。

1 仕事と家庭・地域生活を両立できる環境づくり

(1) 仕事と家庭・地域生活の両立に向けた意識の醸成

【施策の展開】

家庭において、男女が家事・育児・介護などに平等に参画することへの認識を深めるため、男性が家事・育児等に参画することの意義・必要性について意識啓発を図っていきます。

また、「ワーク・ライフ・バランス」意識づくりのための情報提供や意識啓発活動を行っていきます。

- ① 男女が共に担う家事・育児・介護等についての学習機会の提供
- ② 家事・育児・介護への男性の参画の推進
- ③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）意識の醸成

(2) 安心して子育てができる環境の整備

【施策の展開】

共働きやひとり親家庭等の多様な保育ニーズに応じた子育て支援の強化に努めるとともに、地域で安心して子育てができる環境の整備を図ります。

- ① 地域における子育て支援機能の充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 学童クラブの充実
- ④ 各種助成制度の周知と活用の促進
- ⑤ 子育て相談事業の推進
- ⑥ 青少年健全育成事業の推進

2 労働の場における男女共同参画に向けた環境づくり

(1) 男女平等な職場環境づくりの推進

【施策の展開】

労働環境や待遇において男女平等が確保されるよう企業等へ働きかけます。

- ① 雇用の場における均等な機会及び待遇確保のための周知・啓発
- ② 各種制度、助成金等に関する情報提供

(2) 就業機会の拡大と就業支援の充実

【施策の展開】

就業意欲を持つ人の能力開発を支援するとともに、就業に関する情報の提供、相談体制の整備に努めます。

また、パートタイム労働等の多様な形態で働く人の雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため関係法令の周知及び起業家を育成するための情報提供に努めます。

- ① 就業に向けた情報提供の促進
- ② 就職相談体制の整備
- ③ 起業のための情報提供と支援
- ④ パートタイム労働等に関する関係法令の周知

(3) 農林漁業経営等における女性の参画の推進

【施策の展開】

農林漁業等に従事する女性の労働と家事が適正に評価されるように啓発するとともに、経営への参加・参画を進めるため女性農林漁業者等への支援を行います。

- ① 農林水産業等における男女共同参画意識の促進
- ② 家族経営協定締結の促進
- ③ 女性リーダーの育成と支援

(4) 女性の活躍支援

【施策の展開】

女性の職業生活における活躍を促進するためには行政、企業、その他関係団体が連携し、情報共有や意見交換を行い、共通理解を持つことが必要です。

女性が自らの意識によって働き続けるという職業意識を醸成するとともに、性別にとらわれない能力開発や適性に応じた平等な職業能力開発機会を確保していくことが必要です。

また、女性が活躍している事業所等の情報を収集し、村内の企業等に情報提供していきます。

- ① 女性の能力開発の促進
- ② 女性の活躍に取り組む企業に対する支援

基本目標3

「心と体の健康づくりと暴力の根絶」

健康であること、生きがいを持つことは、人間が生きるための基礎的条件であるとともに、男女共同参画社会形成にあっての前提といえます。体の健康だけでなく、心の健康に関する正しい理解を含めた、村民一人ひとりの健康への意識を高めていくことが必要です。

特に女性は妊娠・出産のほか、女性特有の疾患を経験する可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。性に関する正しい理解と知識を高め、命の大切さについて認識することができるよう、家庭や学校、社会のそれぞれの場において教育・啓発の推進に努めるほか、妊娠・出産が安全に行われるよう保健医療体制の充実に努めるとともに、各種検診を通じた女性特有の病気の予防対策を図ります。

また、全国的に高齢化が進む中で野田村も例外ではありません。高齢者が社会とのかかわりを持ち続けることができるようするための活動支援と併せ、高齢者の介護に関わる不安を軽減するための支援が重要です。

一方、女性に対する暴力は根絶しなければならない課題です。女性に対する暴力は身体的・精神的な苦しみをもたらし、女性の人権を著しく侵害するものです。女性に対する暴力は潜在化することが多いともいわれており、暴力の実態把握と被害者に対する相談体制の整備等、関係機関が連携して、暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発が必要です。

【 目 指 す 姿 】

村民の健康管理に対する意識づくりを推進し、乳幼児期から高齢期まで安心して暮らすことができるよう、ライフサイクルに応じた社会的支援体制の確立を図ります。

また、暴力を許さない社会づくりに努めます。

1 生涯にわたる心と身体の健康づくりの推進

(1) 地域における健康づくりの推進

【施策の展開】

保健推進委員の活動等を通じて、地域における健康に対する意識の高揚を図ります。

- ① 保健推進員活動の充実
- ② 健康相談事業の実施

(2) 健康で安全・安心な食生活を営むための啓発活動の充実

【施策の展開】

健康の基本となる食生活の重要性について村民の認識を深めるとともに、食を通して子どもの心身の健全な発育が図られるよう食育を推進します。

- ① 食生活改善推進員活動への支援
- ② 食育の推進

(3) 生涯にわたりスポーツ活動ができる環境の整備

【施策の展開】

日常的に取り組めるスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、生涯にわたり健康を保持することを支援します。

- ① 生涯スポーツ・レクリエーションの普及
- ② 体育施設の充実

(4) 心の健康づくりの推進

【施策の展開】

心の健康に関する正しい理解と健康保持の方法についての普及・啓発に努めるとともに、関係機関と連携し、相談窓口の充実を図ります。

- ① 心の健康に関する情報の提供
- ② 心の健康相談の充実

2 生涯を通じた女性の健康支援

(1) 「性と生」の重要性についての認識の浸透

【施策の展開】

性に関する正しい理解と知識を高めるとともに、命の大切さについて認識することができるよう、家庭や学校、社会のそれぞれの場において教育・啓発の推進に努めます。

○発達段階に応じた「性と生」に関する教育の充実

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

【施策の展開】

妊娠・出産が安心・安全に行われるよう保健医療体制の充実に努めるとともに、妊娠・出産に対する男性の理解と関わりを促すための啓発を進めます。

また、各種検診を通じて女性特有の病気の予防対策を図ります。

- ① 妊産婦・新生児・乳幼児等に対する検診事業の推進
- ② 母親学級・両親学級の開催
- ③ 女性検診事業の推進
- ④ 医療体制の充実

3 高齢者等が安心して暮らせる環境づくり

(1) 介護を社会的に支える体制の整備

【施策の展開】

高齢化とともに少子化や小家族化の進行等により、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯が増えており、高齢者の介護に関する問題は大きな課題であり、将来の不安要因となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会的な支援体制の構築が求められます。

- ① 健康づくりと介護予防の推進
- ② 介護サービスの充実
- ③ 地域ネットワークの整備

(2) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進

【施策の展開】

高齢者が健康で生きがいをもち、充実した生活を送ることができよ

う支援します。

- ① 高齢者への就業機会提供の促進
- ② 高齢者への学習機会の提供
- ③ 高齢者の各種活動への支援

(3) 人にやさしいまちづくりの推進

【施策の展開】

高齢者や障害者が安心して暮らせるまちづくりに努めます。

- ① 介護しやすい住宅整備の推進
- ② 公共施設・道路等のバリアフリー化の推進

4 暴力の根絶に向けた意識づくり

(1) 女性に対する暴力を防止する意識の確立

【施策の展開】

女性に対する暴力を許さない社会づくりのための広報、啓発、環境浄化を推進します。

- ① 広報や情報誌による意識啓発
- ② 性犯罪防止、有害環境浄化の推進

(2) 女性に対する暴力に関する相談体制の整備

【施策の展開】

県（配偶者暴力相談支援センター）や警察等の関係機関との連携を図り、相談体制の整備に努めます。

○相談窓口の周知及び関係機関との連携強化

基本目標4

「男女共同参画の地域づくり」

男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野へ男女が参画し、それぞれの意志が社会に反映されることが必要です。様々な場面で活躍する女性の姿が以前よりは多く見られるようになってきましたが、私たちの生活に影響を与える政策・方針決定の場に参画している女性の数はいまだに少數であり、女性の意見が社会に十分に反映されているとは言い難い状況です。

地域においても、これまでの慣習に捉われず、誰もが地域づくりやまちづくりに関心を持ち、自らが進んで参加・参画できる社会的な環境づくりが必要です。

東日本大震災大津波による被災時は災害から受ける影響の男女の違いに関する問題（例：女性用品や乳幼児用品が入手できない、男女別の更衣室がない等）が発生し、災害対応に男女共同参画の視点が欠けていたことによる困難が報告されています。

地域防災力の向上を図るために、女性が防災に関する政策・方針決定過程へ参画することにより、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施する必要があります。

また、国際化の進展により、人やものの交流が活発化する中、国際的な理解と交流の推進を図っていくことも大切です。

【 目 指 す 姿 】

政策や方針等の決定について、男女の意見がバランスよく反映されるよう、行政の各分野への女性の参画、地域や各種団体における女性の役員・委員への登用を促すとともに、災害から受ける影響の男女の違い等に十分配慮した防災対策を推進します。

1 政策・方針決定等への参画の推進

(1) 行政への村民参画の促進

【施策の展開】

行政各分野における各種計画立案への村民の参画を促進し、各種審議会等への女性の参画を促進します。

- ① 村民の行政各分野への参画の推進
- ② 審議会等への女性の登用の促進

(2) 地域や各種団体等における女性の参画促進

【施策の展開】

地域や各種団体等の方針決定にあたって、女性の参画の促進を働きかけます。

- 地域や各種団体等の役員・委員への女性の登用の促進

2 地域づくり・防災への参画の促進

(1) 地域における男女共同参画の促進

【施策の展開】

誰もが生活しやすい地域づくりを進めるためには、地域づくりやまちづくりに关心を持つことが重要です。

今後、行政と村民が協働で地域社会を豊かにしていくために、地域づくり活動への参加促進と活動に対する支援が求められています。

- ① 地域の各種団体に対する意識啓発
- ② 地域活動への積極的な参加の促進
- ③ 地域活動に関する情報の提供

(2) 防災における男女共同参画の推進

【施策の展開】

災害時には平常時における地域の課題が顕著になって現れることが多く、災害から受ける影響も男女で異なります。

地域の防災力を高めるためには、女性が防災に関する政策・方針決定過程へ参画することにより、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立し、地域における多様な視点を反映した防災対策を図る必要があります。

- ① 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ② 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施
- ③ 防災・災害現場における女性の参画の拡大

3 國際化への対応と交流の促進

(1) 國際的な理解と活動を支援するための情報提供

【施策の展開】

村民の国際理解を深めるための情報提供に努めます。

○国際的な理解と活動を支援するための情報提供

(2) 在留外国人への支援

【施策の展開】

在留外国人の増加により、在留外国人が必要とする情報の提供や相談窓口の設置等の支援が必要となっています。

- ① 交流事業の推進
- ② 相談支援体制の整備

第 6 章

計画の推進

1 推進体制の整備

この計画を推進するためには、全庁的な推進体制の整備を図るとともに、村民一人ひとりが自らの課題として問題意識を持つことが重要です。村民が自主的、主体的に活動できるような情報や学習の場を提供し、互いに連携しながら問題の解決や誰もが暮らしやすい地域づくりに向けて取り組むことが大切です。

様々な施策に男女共同参画の視点を持ち、その推進状況について定期的に把握し、点検及び評価をしていきます。

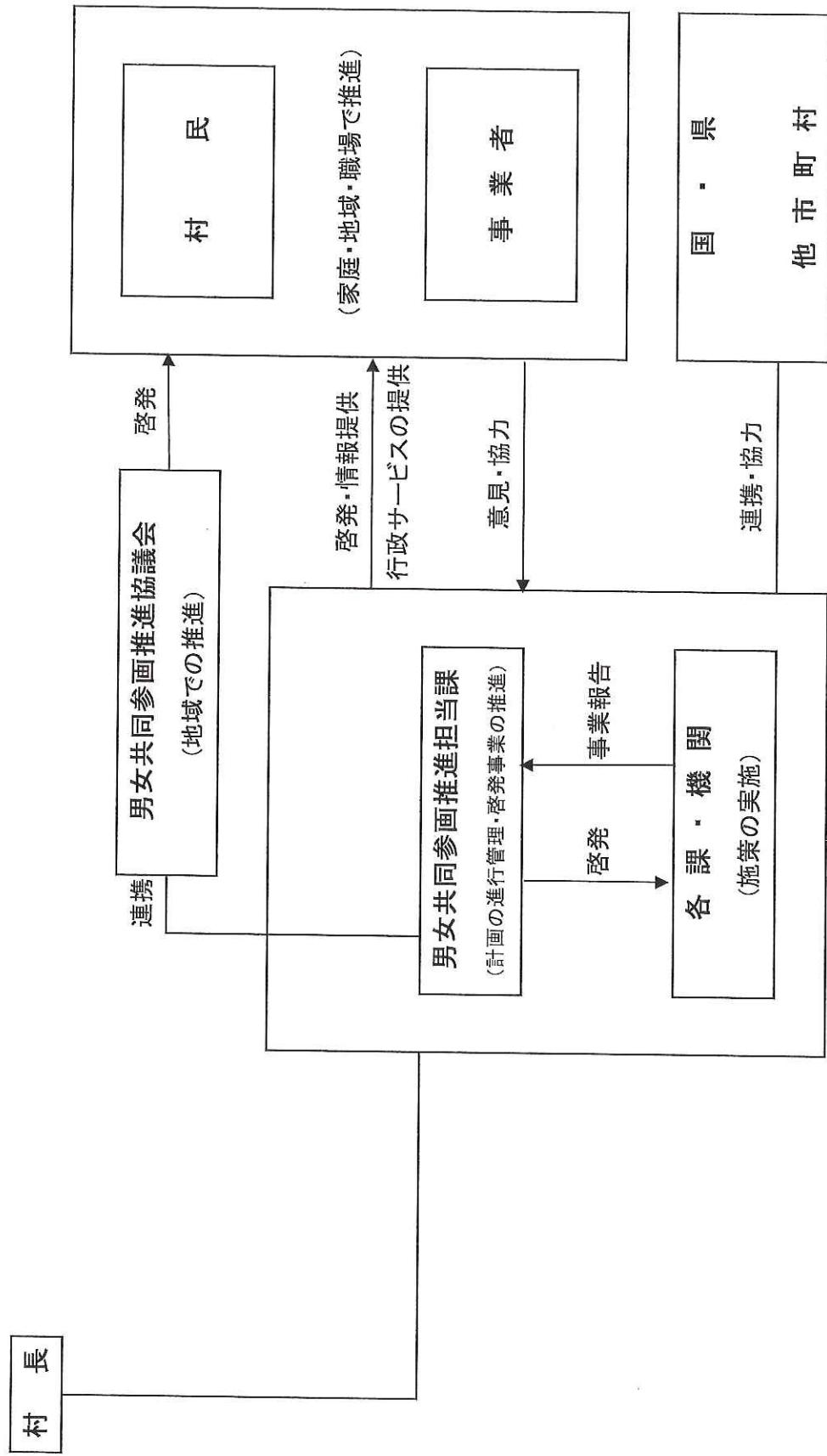
2 国・県及び他市町村との連携

法令制度や労働行政など、市町村レベルでの解決が困難な課題について、国・県に対して積極的な支援と協力を要望するとともに、関係市町村間相互の情報提供、交流に努めます。

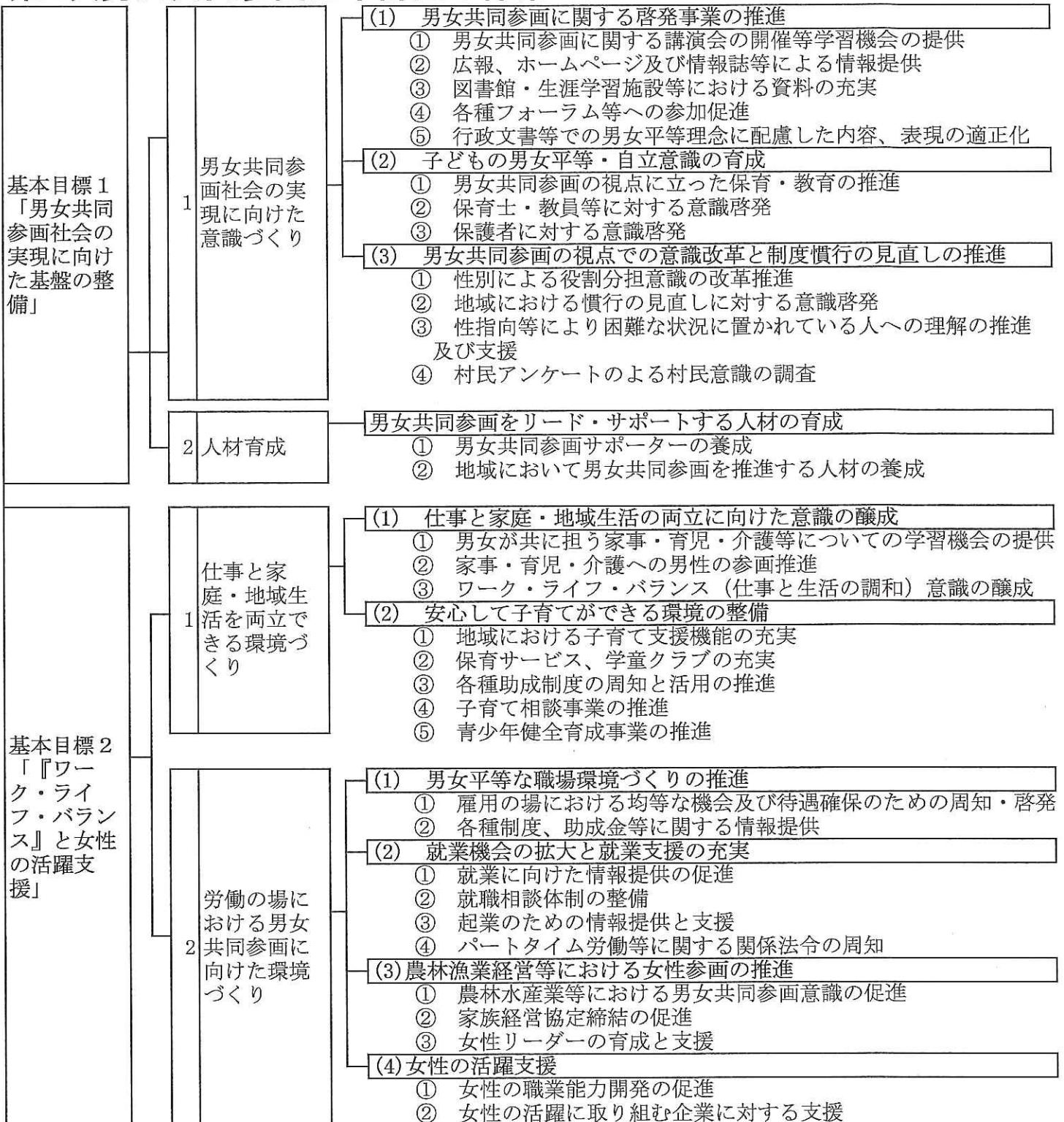
3 事業者、地域等関係機関との連携及び情報提供

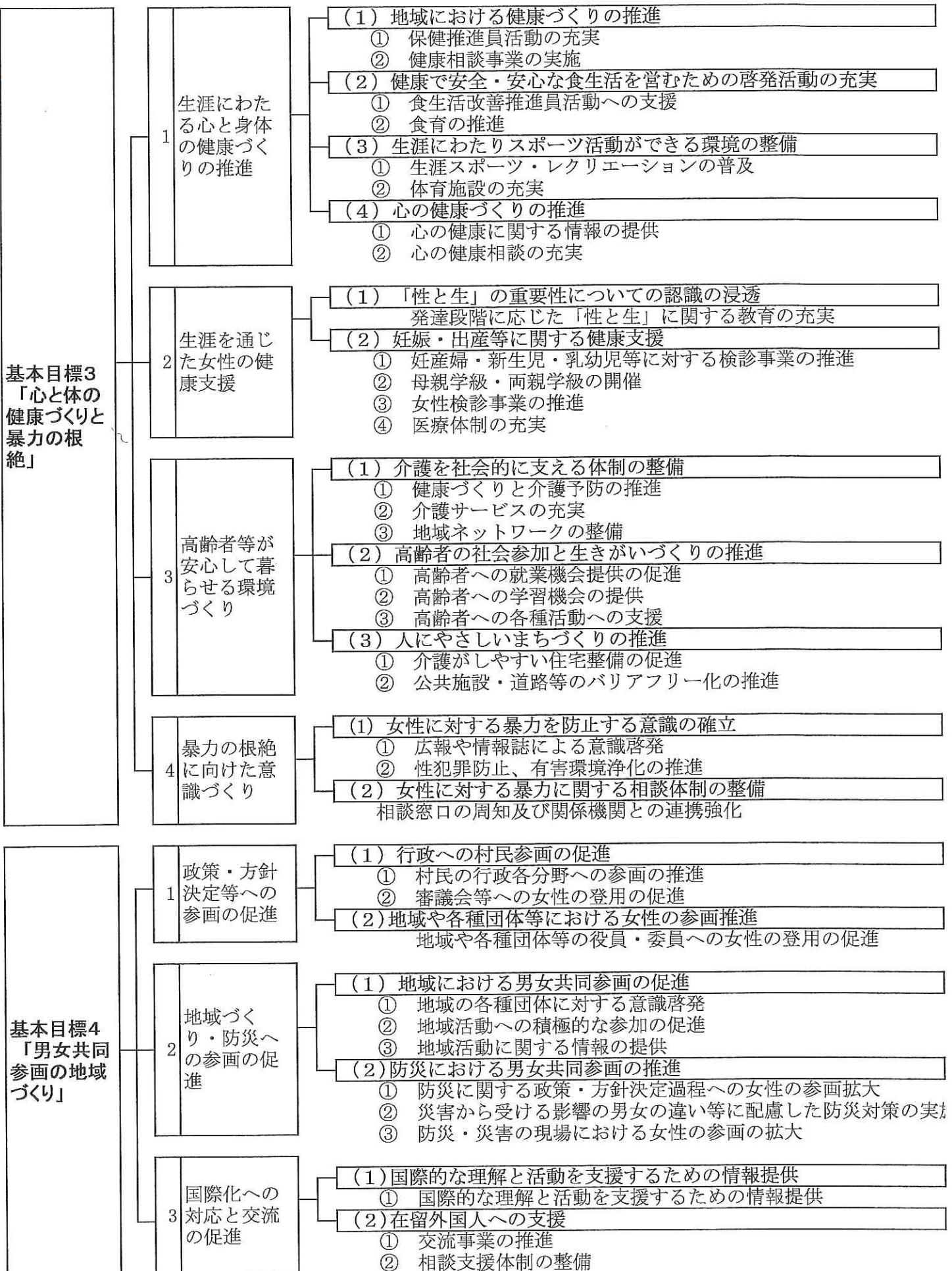
意識啓発のための講座開催等により、民間企業や各種団体等との連携を深めながら、男女共同参画の必要性についての理解を得るとともに。この計画を通じて主体的な取り組みがなされるよう働きかけます。

【計画の推進体制図】



第2次男女共同参画基本計画の体系





資 料

(一般) アンケート集計結果

※回答総数 162 (依頼数 400 回答率 : 40.50%)

記入漏れにより回答の合計数が一致していない項目があります。

※割合は端数処理の都合により計 100%となっていない場合があります。

※赤字（上段）は今回、黒字（下段）は前回の割合となります。

* * * * *

男女共同参画基本計画策定アンケート 回答ご協力のお願い

村では、平成 20 年 3 月に野田村男女共同参画基本計画「男女ら～すぐ・ともにささえ合う創造プラン・のだ」を策定し、今年度が計画の最終年度となっております。

この間の社会情勢等の変化に関する新たな課題に対応するため、計画の見直しを行うこととしました。

つきましては、ご多忙中のところとは存じますが、アンケートにご協力くださるようお願いいたします。

アンケートは同封の封筒により、回答期限までに役場住民福祉課へ返送ください。

※アンケートをお願いする方は野田村に住民登録している方から無作為に抽出しております。アンケートでおたずねしたことは、今回の目的以外に使用することはありません。回答内容は統計的に処理しますので個人が特定されることはありません。

【回答期限】平成 29 年 12 月 5 日（火）

平成 29 年 11 月 20 日

○アンケートに関するお問い合わせ先

役場住民福祉課住民生活班 担当：松頭 電話 78-2928

※該当するところ、ひとつに○を付けてください。

（ただし、問 10、11、15 はあてはまるところ、すべてに○を付けてください。）

1 あなたは男性ですか、女性ですか

1	60 人 (37.0%)	男性
2	102 人 (63.0%)	女性

2 年齢

1	28人 (17.3%)	18歳～29歳
2	36人 (22.2%)	30歳～49歳
3	49人 (30.2%)	50歳～69歳
4	49人 (30.3%)	70歳以上

3 あなたは「男女共同参画社会」という言葉を知っていますか

1	54人 (34.0%) (40.5%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	63人 (39.6%) (36.3%)	言葉は知っているが、意味はわからない
3	42人 (26.4%) (22.4%)	知らない

4 あなたの身の回りでは、職場・学校での男女の平等が図られていると思いますか

1	16人 (10.3%) (15.2%)	そう思う
2	49人 (31.4%) (29.9%)	どちらかというとそう思う
3	45人 (28.9%) (24.4%)	どちらかというとそう思わない
4	18人 (11.5%) (19.0%)	そう思わない
5	28人 (18.0%) (11.0%)	わからない

5 あなたの身の回りでは、地域での男女の平等が図られていると思いますか

1	16人 (10.3%) (10.6%)	そう思う
2	42人 (27.1%) (22.6%)	どちらかというとそう思う
3	51人 (32.9%) (30.3%)	どちらかというとそう思わない
4	27人 (17.4%) (23.0%)	そう思わない
5	19人 (12.3%) (12.6%)	わからない

6 あなたは、これまでDV（配偶者からの暴力）を受けたことがありますか

1	10人 (6.6%) (3.8%)	ある
2	142人 (93.4%) (93.8%)	ない

7 夫は外で働き、妻は家庭を守ると言う考え方について

1	38人 (25.2%) (33.9%)	賛成
2	113人 (74.8%) (58.7%)	反対

8 家庭における家事分担について（主にやっている人に○をつけてください）
掃除・洗濯

1	39人 (25.7%) (51.9%)	家族全員で分担
2	0人 (0.4%)	こども
3	79人 (52.0%) (45.1%)	妻・祖母
4	4人 (2.6%) (1.2%)	夫・祖父
5	30人 (19.7%) (1.4%)	その他（ひとり暮らし、各自が自分の分だけをやる等）

食事のしたく

1	28人 (18.0%) (37.5%)	家族全員で分担
2	0人 (0.4%)	こども
3	99人 (63.5%) (59.5%)	妻・祖母
4	0人 (1.0%)	夫・祖父
5	29人 (18.6%) (1.6%)	その他（ひとり暮らし、各自が自分の分だけをやる等）

食事の後かたづけ、食器洗い

1	33人 (21.3%) (49.5%)	家族全員で分担
2	3人 (1.9%) (1.6%)	こども
3	86人 (55.5%) (45.7%)	妻・祖母
4	4人 (2.6%)	夫・祖父

	(1.8%)	
5	29人 (18.7%) (1.4%)	その他 (ひとり暮らし、各自が自分の分だけをやる等)

9 あなたは、心身ともに健康だと思いますか

1	22人 (14.0%) (23.8%)	そう思う
2	65人 (41.4%) (37.9%)	どちらかというとそう思う
3	35人 (22.3%) (19.2%)	どちらかというとそう思わない
4	29人 (18.5%) (15.2%)	そう思わない
5	6人 (3.8%) (3.4%)	わからない

10 あなたは、健康管理について、日常生活の中で取り組んでいることがありますか (あてはまるところ、すべてに○を付けてください)

1	80人 (15.6%) (26.5%)	定期的に健康診断を受けている
2	72人 (14.0%) (16.2%)	食事に気をつけている
3	69人 (13.5%) (4.2%)	かかりつけの病院や薬局がある
4	73人 (14.2%) (4.8%)	たばこを吸わない。吸う本数に気を付けている
5	73人 (14.2%) (1.8%)	お酒を飲まない、飲む量に気を付けている
6	40人 (7.8%) (7.0%)	健康増進のために意識的に運動している
7	46人 (9.0%) (4.4%)	早寝早起き習慣としている
8	36人 (7.0%) (2.0%)	歯科検診や歯石の除去などを定期的に行っている
9	23人 (4.5%) (31.3%)	特に意識をしてない。何もしていない
10	1人 (0.2%) (1.2%)	その他 ()

11 あなたはどのようなまちづくり活動に参加していますか
(あてはまるところ、すべてに○を付けてください)

1	54人 (25.8%) (25.9%)	ごみの減量・生活環境・自然環境活動
2	25人 (12.0%) (8.4%)	交通安全・防火・防犯活動
3	14人 (6.7%) (5.8%)	地域福祉のボランティア活動
4	16人 (7.7%) (0.8%)	高齢者団体活動
5	12人 (5.7%) (3.6%)	地域の活性化を目的とした学習活動
6	5人 (2.4%) (2.2%)	伝統文化保存活動
7	5人 (2.4%) (4.4%)	青少年の健全育成
8	75人 (35.9%) (45.9%)	参加していない
9	3人 (1.4%) (1.8%)	その他 ()

12 男女の地位について、どう感じていますか

1	7人 (4.5%)	男性の方が非常に優遇されている
2	95人 (61.3%)	どちらかといえば男性が優遇されている
3	33人 (21.3%)	平等
4	18人 (11.6%)	どちらかといえば女性が優遇されている
5	2人 (1.3%)	女性の方が非常に優遇されている

13 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか

1	27人 (17.3%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	56人 (35.9%)	言葉は聞いたことがあるが、意味は分からない
3	73人 (46.8%)	知らない

14 仕事と家庭、社会活動の両立について、どのように考えますか

1	23人 (15.5%)	仕事に専念(あるいは優先)して生活すべき
2	105人 (71.0%)	両立すべき
3	20人 (13.5%)	家庭生活又は社会活動を優先すべき

15 仕事と家庭、社会活動の両立のために必要なことは何だと思いますか
(あてはまるところ、すべてに○を付けてください)

1	113人 (21.5%)	育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備
2	90人 (17.1%)	労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及
3	105人 (20.0%)	保育・介護サービスの向上
4	79人 (15.0%)	給与・仕事内容等の労働条件面での男女間格差の解消
5	73人 (13.9%)	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割意識の解消
6	63人 (12.0%)	家庭や学校での男女平等教育
7	3人 (0.6%)	その他 ()

(久慈工業高校生向け) アンケート内容及び集計結果

※回答総数 120名(記入もれにより回答の合計数が一致していない項目があります。)

※割合は端数処理の都合により計 100%となっていない場合があります。

男女共同参画基本計画策定アンケート 回答ご協力のお願い

村では、平成20年3月に野田村男女共同参画基本計画「男女ら～すぐ・ともにささえ合う創造プラン・のだ」を策定しています。

この調査では高校生の皆さんがあんまりどのように感じているのかを知り、これからの男女共同参画社会づくりに役立てたいと考えています。

回答は無記名で誰が記入したか分からぬ集計となります。

記入が終わったら、返信用封筒に入れて、担任の先生に提出してください。

【回答期限】平成29年12月5日(火)

平成29年11月20日

○アンケートに関するお問い合わせ先

役場住民福祉課住民生活班 担当：松頭 電話 78-2928

※該当するところ、ひとつに○を付けてください。

1 あなたは男性ですか、女性ですか

1	106人	男性
2	14人	女性

2 あなたは次のとこばを知っていますか

① 男女共同参画

1	16人 (13.3%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	45人 (37.5%)	言葉は知っているが、意味はわからない
3	59人 (49.2%)	知らない

② ワーク・ライフ・バランス

1	31人 (25.8%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	43人 (35.8%)	言葉は知っているが、意味はわからない
3	46人 (38.3%)	知らない

③ デートDV

1	46人 (38.3%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	36人 (30.0%)	言葉は知っているが、意味はわからない
3	38人 (31.7%)	知らない

3 あなたの身の回りでは、男女の平等になっていると思いますか

1	31人 (25.8%)	そう思う
2	33人 (27.5%)	どちらかというとそう思う
3	25人 (20.8%)	どちらかというとそう思わない
4	17人 (14.2%)	そう思わない
5	14人 (11.7%)	わからない

4 男女の地位について、どう感じていますか

1	5人 (4.3%)	男性の方が非常に優遇されている
2	39人 (33.6%)	どちらかといえば男性が優遇されている
3	31人 (26.7%)	平等
4	13人 (11.2%)	どちらかといえば女性が優遇されている
5	9人 (7.7%)	女性の方が非常に優遇されている
6	19人 (16.4%)	分からず、考えたことがない

5 夫は外で働き、妻は家庭を守ると言う考え方について

1	69人 (58.5%)	賛成
2	49人 (41.5%)	反対

6 仕事と家庭、社会活動の両立について、どのように考えますか

1	16人 (13.6%)	仕事に専念（あるいは優先）して生活すべき
2	96人 (81.4%)	両立すべき
3	6人 (5.1%)	家庭生活又は社会活動を優先すべき

7 あなたは将来、就職後、結婚したら、仕事はどうしたいと考えていますか

1	54人 (45.4%)	仕事を続け、共働きをしたい
2	29人 (24.4%)	子どもが生まれるまでは共働きし、その後はどちらが仕事を辞めて育児に専念したい
3	8人 (6.7%)	共働きはしたくない
4	24人 (20.2%)	わからない、考えたことがない
5	4人 (3.4%)	結婚したくない

8 あなたは「男だから〇〇しなさい」「女だから〇〇しなさい」といわれたことがありますか

1	26人 (21.9%)	よく言われる
2	37人 (31.1%)	ときどき言われる
3	39人 (32.8%)	あまり言われない
4	17人 (14.3%)	言われたことがない

(新成人向け) アンケート内容及び集計結果

※回答総数 33名（記入もれにより回答の合計数が一致していない項目があります。）

※割合は端数処理の都合により計 100%となっていない場合があります。

* * * * *

男女共同参画基本計画策定アンケート 回答ご協力のお願い

村では、平成 20 年 3 月に野田村男女共同参画基本計画「男女ら～すぐ・ともにささえ合う創造プラン・のだ」を策定しています。

この調査では新成人の皆さんが男女共同参画について日頃どのように感じているのかを把握し、これから社会づくりに役立てたいと考えています。

回答は無記名でどなたが記入したか分からないように集計されます。

記入が終わったら、アンケート回収箱に入れてください。

平成 30 年 1 月 7 日

野田村民福祉課住民生活班

※該当するところ、ひとつに○を付けてください。

1 あなたは男性ですか、女性ですか

1	16人 (48.5%)	男性
2	17人 (51.5%)	女性

2 あなたは次のとこばを知っていますか

① 男女共同参画

1	15人 (45.5%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	14人 (42.4%)	言葉は知っているが、意味はわからない
3	4人 (12.1%)	知らない

② ワーク・ライフ・バランス

1	12人 (36.4%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	12人 (36.4%)	言葉は知っているが、意味はわからない
3	9人 (27.2%)	知らない

③ デートDV

1	14人 (42.4%)	知っているし、言葉の意味も理解している
2	9人 (27.3%)	言葉は知っているが、意味はわからない
3	10人 (30.3%)	知らない

3 あなたの身の回りや職場・学校での男女の平等が図られていると思いますか

1	11人 (33.3%)	そう思う
2	16人 (48.5%)	どちらかというとそう思う
3	3人 (9.1%)	どちらかというとそう思わない
4	2人 (6.1%)	そう思わない
5	1人 (3.0%)	わからない

4 夫は外で働き、妻は家庭を守ると言う考え方について

1	12人 (50%)	賛成
2	12人 (50%)	反対

5 男女の地位について、どう感じていますか

1	1人 (4.0%)	男性の方が非常に優遇されている
2	5人 (20.0%)	どちらかといえば男性が優遇されている
3	16人 (64.0%)	平等
4	1人 (4.0%)	どちらかといえば女性が優遇されている
5	1人 (4.0%)	女性の方が非常に優遇されている
6	1人 (4.0%)	分からず、考えたことがない

6 仕事と家庭、社会活動の両立について、どのように考えますか

1	2人 (8.0%)	仕事に専念（あるいは優先）して生活すべき
2	17人 (68.0%)	両立すべき
3	6人 (24%)	家庭生活又は社会活動を優先すべき

7 あなたは将来、就職後、結婚したら、仕事はどうしたいと考えていますか

1	16人 (64%)	仕事を続け、共働きをしたい
2	5人 (20%)	子どもが生まれるまでは共働きし、その後はどちらかが仕事を辞めて育児に専念したい
3	0人	共働きはしたくない
4	4人 (16%)	わからない、考えたことがない
5	0人	結婚したくない

8 仕事と家庭、社会活動の両立のために必要なことは何だと思いますか
(あてはまるところ、すべてに○をつけてください)

1	21人 (84.0%)	育児休暇・介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備
2	12人 (48.0%)	労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及

3	14人 (56.0%)	保育・介護サービスの向上
4	8人 (3.2%)	給与・仕事内容等の労働条件面での男女間格差の解消
5	8人 (3.2%)	「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割意識の解消
6	8人 (3.2%)	家庭や学校での男女平等教育
7	0人	その他 ()

野田村男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱 (設置)

第1条 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思による社会のあらゆる分野における活動への参画を総合的かつ効果的に推進することを目的として野田村の男女共同参画計画を策定するため、野田村男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌）

第2条 委員会は、社会情勢及び地域の環境を調査し、住民からの意見を積極的に取り入れて、野田村男女共同参画基本計画の原案を検討し作成する。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者の中から村長が任命する。

- (1) 岩手県男女共同参画サポーター
- (2) 産業団体が推薦する者
- (3) 知識経験のある者

2 委員の任期は、男女共同参画基本計画の策定までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（特別委員）

第5条 委員会に、特別の事項を調査審議するため必要がある場合においては、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから村長が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第6条 委員会は、村長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 委員会は、必要に応じて議事に関係する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年12月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則 略

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めることによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにあることから、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにあることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形

成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する

る国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であつてはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

岩手県男女共同参画推進条例

平成 14 年 10 月 9 日条例第 61 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策（第 9 条—第 22 条）

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会（第 23 条—第 31 条）

第 4 章 雜則（第 32 条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわりなく、その個性と能力が十分に發揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不斷の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的

に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によつて社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家族以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。
- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為（精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。）を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるように就労環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号 以下「法」という。）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものとの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第 16 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下この条において「委員」という。）を置くものとする。

- 2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。
- 3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。
- 4 委員は、第 2 項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第 1 項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第 17 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第 18 条 県は、市町村が行う法第 14 条第 3 項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第 19 条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

- 2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第 20 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第 21 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を

整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 22 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第 23 条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要な事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第 24 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関する優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第 26 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 27 条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 28 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 29 条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第 31 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 4 章 雜則

(補則)

第 32 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画計画は、この条例に規定する手続きにより定められた男女共同参画計画とみなす。